

今後目指すべき地方税財政の方向と 平成24年度の地方税財政への対応についての意見(概要)

平成23年12月16日
地方財政審議会

はじめに ～危機から希望へ～

- 危機は試練を通して希望をはぐくむ。歴史が教えてくれる通り、閉塞感を吹き払い、新たな未来を切り開くような改革は、いずれも危機の時代に生まれている。
- 生活の支えは身近にあるほどいい。家族や周囲が支えきれない時、手を差し伸べられるのは地方自治体である。家族の絆が危うくなる時、自治という地域の絆で支えるのである。地域主権改革の旗を掲げた意味をもう一度かみ締め、地域の絆としての自治の力を強めることに主眼を置くべき。

第一 今後目指すべき地方税財政の方向

- 東日本大震災からの復興は、地域の住民自身の手によって、地域の個性に応じた方法で行われるべき。地域が多様な復旧・復興ニーズに的確に対応できるよう、十分な、かつ、自由度の高い財源を確保すべき。
- 人々の生活の安心を取り戻すためには、地方自治体が行う地域に根ざしたきめ細かな支援が重要。生活の安全網を地域ごとに整えるためには、地方自治体に安定的な財源を確保することが不可欠。
- 地方自治体は、年金を除く社会保障のほとんどを担っているだけでなく、国の画一的な制度では対応できない様々なニーズに対して地方単独事業によりきめ細かくこたえ、一人ひとりの暮らしを守っている。社会保障給付の総合的な整理及び引上げ分の消費税収の配分に当たっては、地方自治体が社会保障分野において担っている役割を十分踏まえ、社会保障関係の地方単独事業に対しても、地方消費税のような安定的な財源が確保されるべき。
- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、社会保障・税一体改革による地方消費税の充実と同時に廃止すべき。その際、安定的な地方税の充実や偏在是正の観点から、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要額の地方法人課税を国の法人税の地方交付税分へ、それぞれ移管する税源交換を行うことを検討すべき。
- 自動車取得税については、自動車の走行により発生する社会的費用に対応する地方行政サービスを提供するため課税されているものであること、自動車の取得の事実には担税力を認めて課税するものであって消費税とは課税根拠が異なること、グリーン化へのインセンティブ税制としての役割を担ってきたことに十分留意する必要がある。

- ▶ 地域における人々の暮らしを守り、疲弊した地域の再生を図るためには、地方交付税の必要な総額を確保し、地方交付税がその本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を十分発揮していくことが不可欠。
- ▶ 地方債の届出制度を平成24年度から円滑に導入するため、リスク・ウェイトがゼロという地方債の現行の位置付けに影響を与えないよう配慮するとともに、市場の信認を維持できるよう制度の周知徹底を図る必要。

第二 平成24年度の地方税財政への対応

- ▶ 東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担が新たに生じる場合は、震災復興特別交付税の別枠での増額を行い、財源を確実に確保すべき。
- ▶ 地方自治体の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額の適切な確保が不可欠。地方交付税の法定率の引上げに踏み切るべき。特に、三位一体改革により所得税から住民税に税源移譲した際に失われた1兆円の復元を図るべき。
- ▶ 子どもに対する手当については、地方に裁量の余地のない画一的な現金給付は国が、地域の実情に応じて実施するサービス給付は地方が担うという役割分担の原則を踏まえた負担割合とすべき。年少扶養控除等の見直しによる地方増収分は、最終的に子どもに対する手当の財源に活用することが求められている。サービス給付に対する国庫補助負担金を一般財源化に振り向けるなど、地方の自由度を高める方向で国費と調整すべき。
- ▶ 宝くじについて、インターネット販売の早期導入、委託業務の競争性・効率性の確保、宝くじの魅力の向上等の改革に取り組む必要。また、このため、宝くじの電磁的記録化、当せん金最高倍率の引上げ等の法律改正を行うべき。
- ▶ 地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体が議会で十分議論の上、条例で定めるもの。国家公務員の給与について人事院勧告には基づかない臨時的引下げが行われる場合でも、同様の引下げを地方自治体に要請したり、地方交付税の減額により強制したりするようなことがあってはならない。

おわりに ～地域の絆としての自治の保障～

- ▶ お互い様の気持ちが共有されていれば、人は安心して暮らせる。その延長線上に、自治がある。自治の力を強め、絆の固い地域社会をつくることが第一。
- ▶ 危機が深刻であればあるほど、それを乗り切る方策も、より根本的なものが求められる。地域主権改革の基本に立ち返れば、おのずから原則は明らかになるはず。せっかく掲げた旗をないがしろにしてはならない。